A-STEP実装支援（返済型）
2025年度公募説明資料

2025年6月 作成

JST スタートアップ・技術移転推進部 実装支援グループ

国立研究開発法人
科学技術振興機構

本資料の位置づけ

- 本資料は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する、A-STEP実装支援（返済型）2025年度公募について、公募要領及び事務処理説明書の概要を記載している。

- 応募相談にあたっては、必ず2025年度公募の「公募要領」を確認いただきたい。

  → 公募要領はこちら

https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/hensai.html

- 開発開始後の具体的な事務処理や提出書類については、「事務処理説明書」を確認いただきたい。

  → 事務処理説明書はこちら

https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/jissou.html

本資料における主要用語の定義

A-STEP 実装支援 返済型

- 大学等

大学、高等専門学校、公的研究開発機関（例：国立研究開発法人、公設試）、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人※をいう。

※一般財団法人及び一般社団法人は、以下を全て満たすものが対象。

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

目次

01 JSTの概要

02 A-STEP実装支援（返済型）の概要

03 本事業の応募要件

04 本事業の流れ

05 応募相談等にあたっての留意事項

01 JSTの概要

02 A-STEP実装支援（返済型）の概要

03 本事業の応募要件

04 本事業の流れ

05 応募相談等にあたっての留意事項

JSTの目的と位置づけ

JSTの目的

- 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務
- 国立大学法人から寄託された資金の運用の業務
- 大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務
- 我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務
- その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務

上記業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ること（国立研究開発法人科学技術振興機構法第4条）

JSTの位置づけ

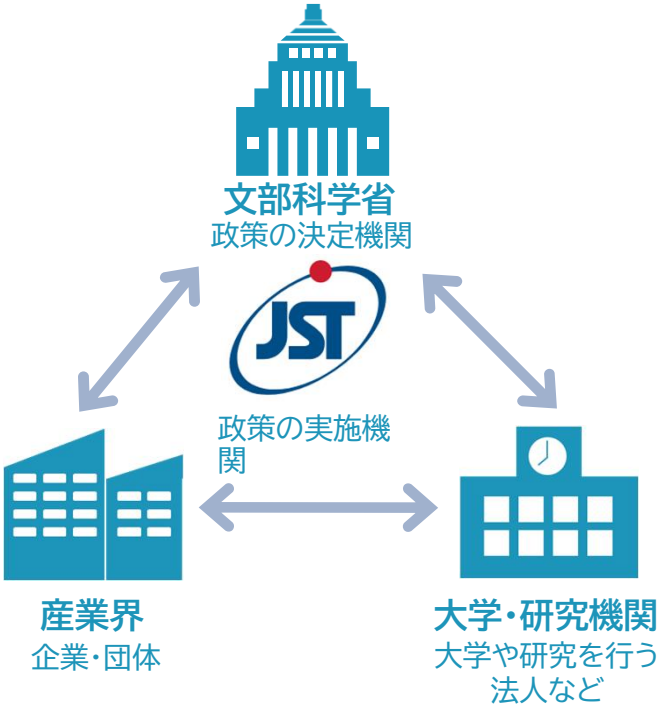

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、科学技術・イノベーション基本計画の実施において中核的な役割を担う機関であり、科学技術の振興を図ることを目的とする、文部科学省所管の国立研究開発法人である。

科学技術の振興と社会的課題の解決のために、国内外の大学・研究機関、産業界等と連携した多様な事業を総合的に実施し、社会の持続的な発展と科学技術・イノベーションの創出に貢献していく。

※ 1995（平成7）年に制定された「科学技術基本法」により、政府は「科学技術基本計画」を策定し、長期的視野に立って体系的かつ一貫した科学技術政策を実行することとなり、これまで第1期から第5期の基本計画を策定し、科学技術政策を推進してきた。2020（令和2）年6月の法改正により、科学技術基本法が「科学技術・イノベーション基本法」と改正され、2021（令和3）年度からの基本計画については、「科学技術・イノベーション基本計画」として策定された。

JSTの事業領域

基礎研究から産学連携、実用化開発まで、研究開発のあらゆるフェーズを支援
それ以外にも科学技術に関わる様々な取り組みを実施

- 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進
- ムーンショット型研究開発の推進
- 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進
- 革新的GX技術創出に向けた研究開発の推進

（JST第5期中長期目標）

JSTの産学官連携・スタートアップ関連事業

大学等の研究成果の社会実装に向け、3つのルートで支援

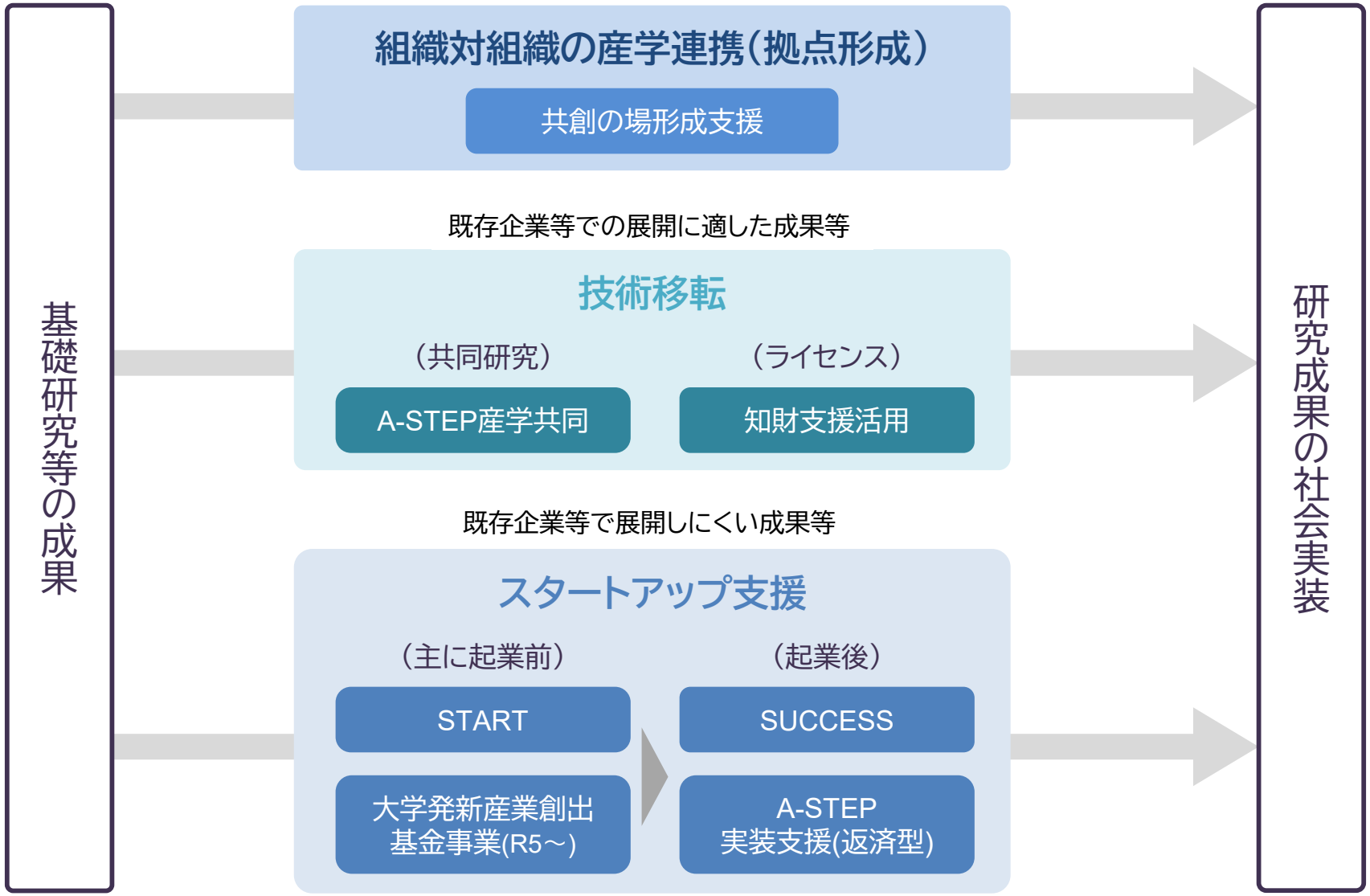

01 JSTの概要

02 A-STEP実装支援（返済型）の概要

03 本事業の応募要件

04 本事業の流れ

05 応募相談等にあたっての留意事項

制度の概要

A-STEP 実装支援 返済型

概要	大学等の研究成果(技術シーズ)の社会実装を目指す、スタートアップ等による実用化開発を、開発費の貸付により支援する。
対象企業	主に以下を満たす企業 • 中小企業基本法等の「中小企業者」に該当 • 未上場または新興市場のみに上場 • 大学等の研究成果の社会実装を目指す ※大学等発でなくても可
開発費	上限5億円(間接経費・再委託費を含む総額) ※JSTから四半期毎の前払い(概算)
開発期間	最長3年間 ※開発期間中に開発した試作品等の販売も可
対象分野	全分野 (ただし、医療分野は対象外)
資金使途	開発実施に直接・間接的に必要な経費等 • 人件費や設備購入費、外注費等 • その他管理費(例:管理部門の人件費)、等
公募期間	ご相談を通年で随時受付中 ※審査:応募相談(デューデリジェンス)・選考 ※審査期間:最短5ヶ月

返済条件	開発終了後の事後評価結果による ※高評価順にS,A,B,Cの4段階評価 ■ S,A,B評価の場合:開発費の全額を返済 • 利率　　:無利子 • 返済期間:開発終了後、10年以内 (うち最長3年間の猶予可) • 返済方法:一括又は分割(事業計画に応じる) • 担保・保証は完済するまで設定を継続 ■ C評価の場合:開発費の10%を一括返済
担保・保証	開発費総額の10%相当の担保又は保証が必要 ※開発開始時に一括設定(積み上げは不可) • 担保:法人の預金、不動産等(動産は不可) ※預金:定期預金口座への質権設定にて対応 • 保証:第三者の法人のみ可能(個人は不可)

審査にあたって

- 審査は、個別案件ごとに**随時かつ絶対評価**にて実施。
- **年度毎の件数のしばりなく**、有望案件に対して貸付で支援。

制度創設の背景

A-STEP 実装支援 返済型

- 大学発のような研究開発型スタートアップは増加の一方で、資金調達において特有の難しさも存在。
- 研究開発型スタートアップに必要とされる資金調達の選択肢の一つとして、本事業を創設。

大学発スタートアップの年度別推移

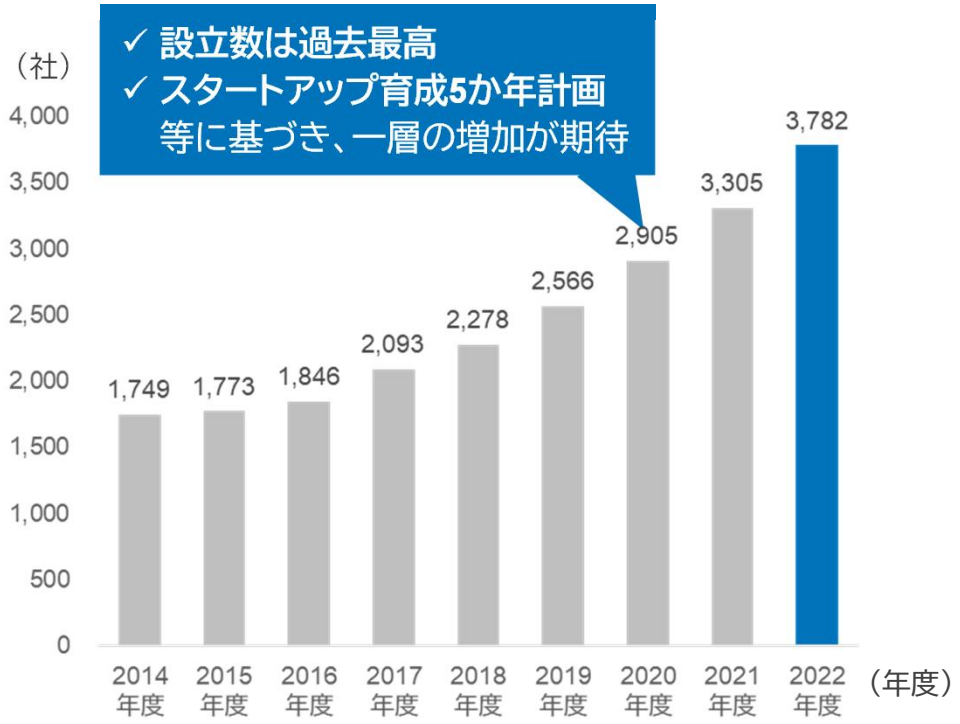

【出典】経産省「令和4年度　大学発ベンチャー実態等調査」

スタートアップのファイナンスの現状

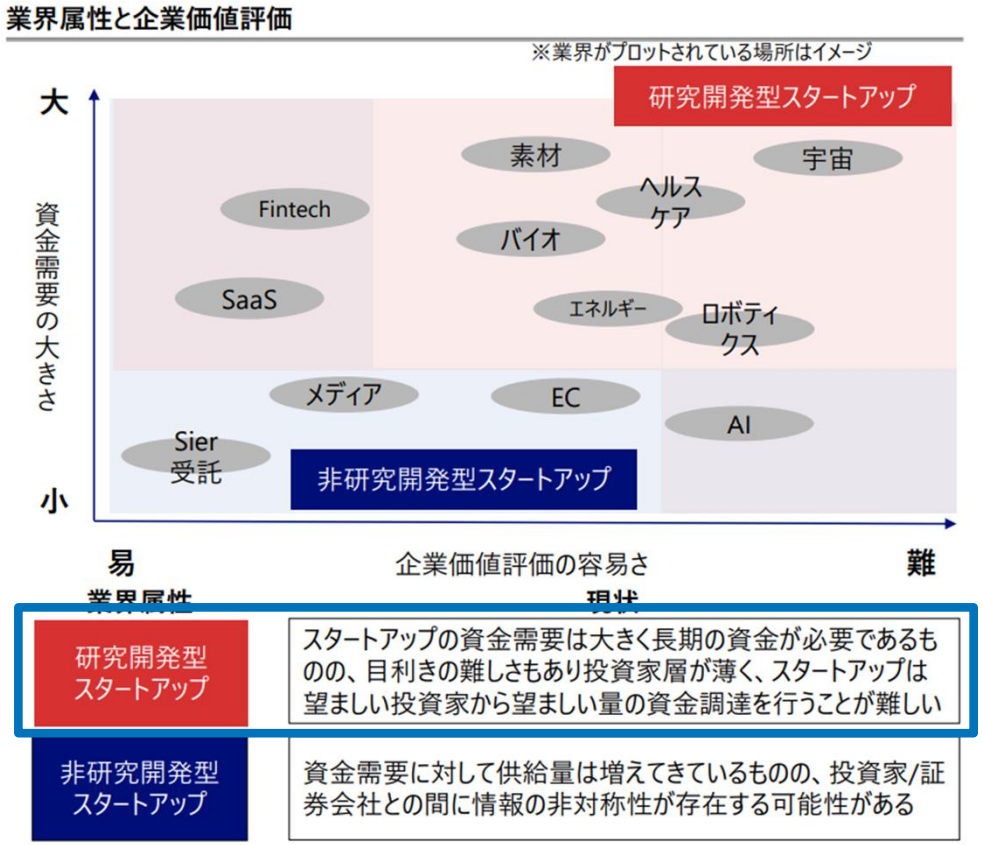

【出典】経産省「スタートアップの成長に向けたファイナンスに関するガイダンス」（囲みはJST加筆）

対象となる開発内容の目安

A-STEP 実装支援 返済型

製品開発

事業化に向けて、市場ニーズを踏まえた製品仕様を決めてあり、製品化を行う。事業展開を目的に自社内で使用する製品の開発も可能。

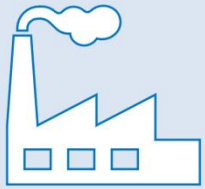

製品改良
生産技術の確立

市場シェア拡大のため、製品改良や生産技術（コストダウンや生産条件の検討等）の確立を行う。

次なる製品開発

既に安定して売上が立っている製品はあるが、事業拡大に向けて、新製品を開発したい。

【留意点】

※　実用化に向けた開発を支援することから、基礎研究～原理検証フェーズの研究開発は対象外。

※　開発要素があることが必要。ソフトウェアのコーディングのみ等、開発要素がない内容は対象外。

※　他の競争的研究費等（＊）での採択は差し支えないが、本事業の開発内容について他の競争的研究費等での開発内容と実質的に同一（相当程度の重複を含む）とすることは認められず、切り分けが必要【不合理な重複に対する措置】

＊他の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。）

ご利用想定のステージ

- ▶ スタートアップの場合、VC等からの資金調達（エクイティ）に加えて、外部資金（デットや補助金）により開発の加速を狙う企業
- ▶ PoCを完了し、実用化を目指した“あと一歩”の開発資金が必要な企業

・・・などを主な対象と想定

本事業の支援範囲（イメージ）

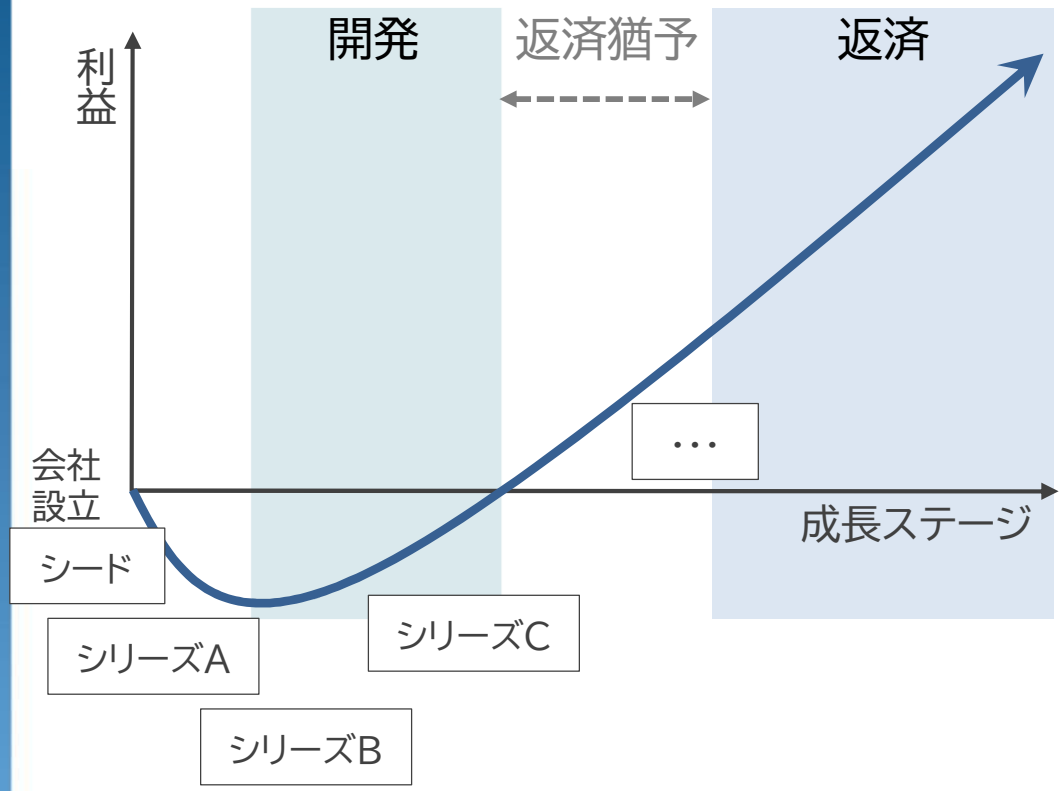

本フェーズにおける企業ニーズ

例えばこんな場面で・・・

- 次の調達までに製品開発を加速し、企業価値の向上に繋げたい
- 希薄化防止のために出資以外で開発費を調達したい
- 新製品・サービスの実用化に向けて最後の一押しの開発費を確保したい

ご利用メリット

1. 銀行融資に比べてスタートアップフレンドリーな貸付条件（無利子、低担保等）
2. 研究開発が続き、売上がない段階でもご利用可能（事業計画は必須）
3. 採択されることで信頼性向上にも繋がりうる（出資・銀行融資等にも繋がりうる）
4. 財務面だけでなく研究開発面にも着目しながら相談に対応
5. 資金は四半期毎の前払い（概算）

制度スキーム（全体像）

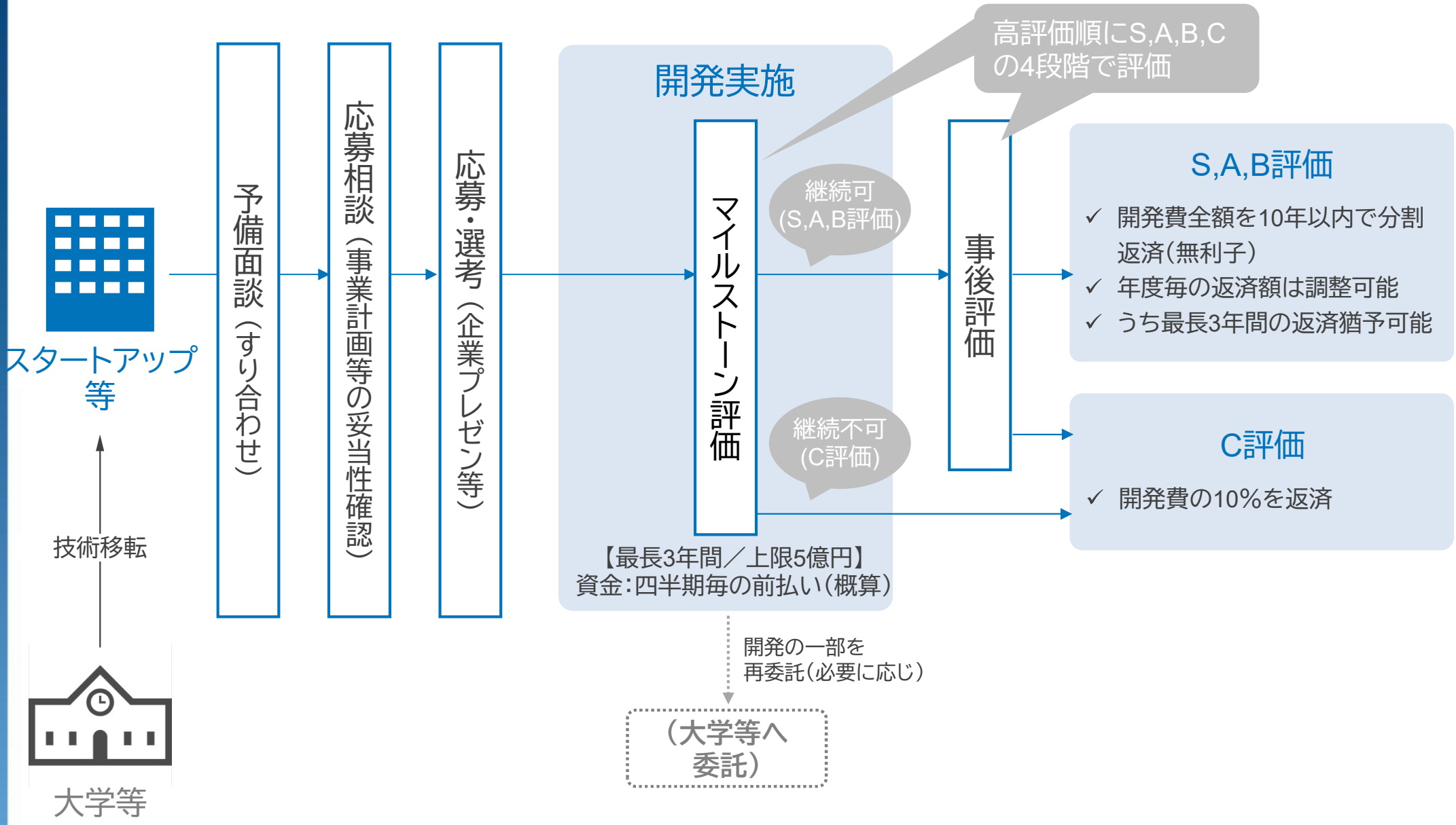
スタートアップ等
技術移転
大学等
予備面談（すり合わせ）
応募相談（事業計画等の妥当性確認）
応募・選考（企業プレゼン等）
開発実施
マイルストーン評価
【最長3年間／上限5億円】
資金：四半期毎の前払い（概算）
高評価順にS,A,B,Cの4段階で評価
継続可
(S,A,B評価)
継続不可
(C評価)
事後評価
S,A,B評価
✓ 開発費全額を10年以内で分割返済（無利子）
✓ 年度毎の返済額は調整可能
✓ うち最長3年間の返済猶予可能
C評価
✓ 開発費の10%を返済
開発の一部を
再委託（必要に応じ）
（大学等へ
委託）

制度スキーム（S,A,B評価の場合のタイムスパン）

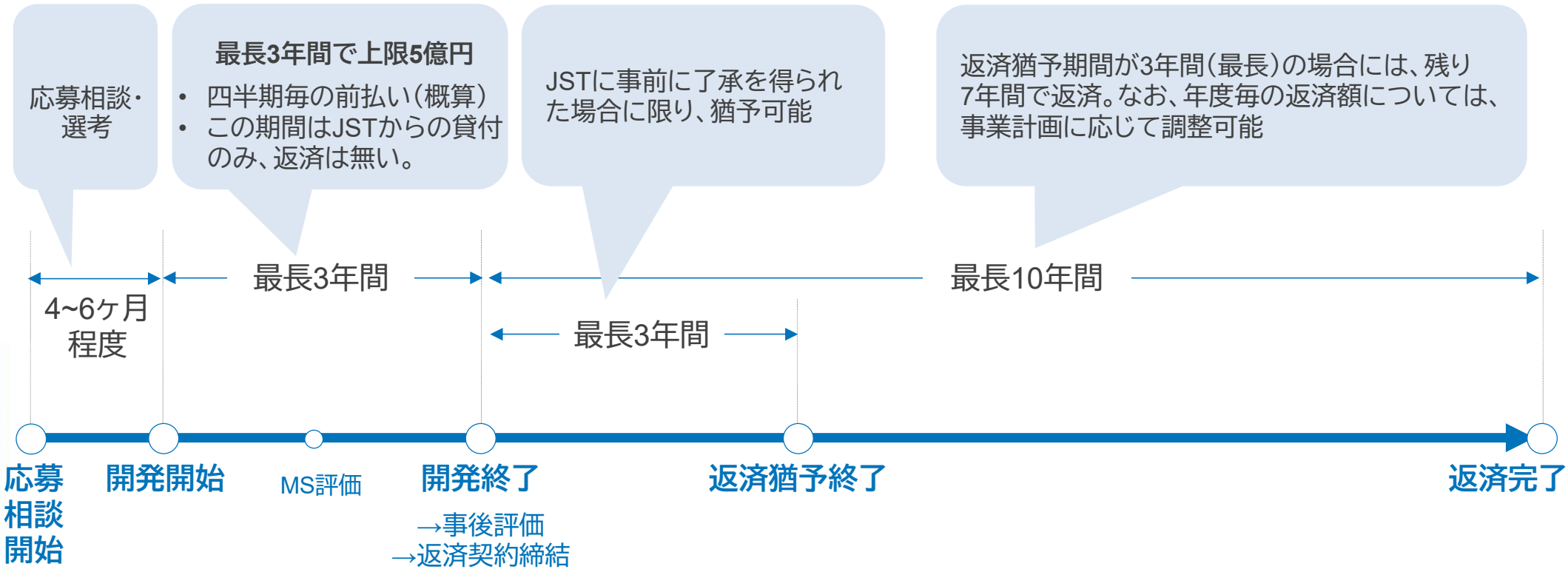

例： 開発期間3年、返済期間10年（猶予期間3年） → 開発開始から6年後に返済開始

01 JSTの概要

02 A-STEP実装支援（返済型）の概要

03 本事業の応募要件

04 本事業の流れ

05 応募相談等にあたっての留意事項

応募要件の全体像

- 課題提案の要件
- 技術シーズの要件
- 課題提案者（開発実施企業）の要件
- 開発管理責任者の要件

※各種要件に該当しない場合には、要件不備として不採択となることがある。

課題提案の要件

A-STEP 実装支援 返済型

課題提案

技術シーズ

課題提案者

開発管理責任者

以下の要件を全て満たす課題提案であること。

① 大学等の技術シーズの社会実装を目指し、ハイリスク・ハイインパクトの開発に取り組むスタートアップ等による提案であって、その社会実装に必須の開発課題であること。また、開発終了後、開発成果の社会実装が計画されていること。

② 具体的な開発実施計画があり、開発目標が明確にされていること。

③ 開発開始時に開発費総額の10%に相当する担保又は保証を設定できること。

※ 「担保」とは、預金、不動産、有価証券（国債、公共債若しくはスタンダード・プライム市場の上場株式（自社の株式を除く））をいう（法人保有を想定）。

※ 「保証」とは、親会社、銀行等の第三者（個人を除く）による保証をいう。

開発開始時に一括設定とし、積み上げはできない。

開発開始時に設定した担保・保証は、完済するまで設定を継続する。

④ 事前にJSTへの応募相談を行い、①、②及び事業計画・返済計画についての妥当性の確認をJSTから得られていること。

※ 応募相談において、開発実施計画の見直しとあわせて、開発費が減額調整される場合がある。

技術シーズの要件

課題提案

技術シーズ

課題提案者

開発管理責任者

以下の要件を全て満たす技術シーズであること。

「企業の事業」又は「本開発」のいずれかに、少なくとも1つ技術シーズがあれば要件充足。

① 大学等に所属する（又は創出時に大学等に所属していた）研究者の発明等に基づく知的財産権であること（<u>大学等の職務発明と認定されたもの</u>に限る）

→大学等の職務発明で、発明者等に「大学等に所属する研究者」が含まれる知的財産権

※ 出願人/権利者が、企業、大学等いずれであるかは問わない。

▹出願人/権利者が、企業（自社、他社）、大学等、又は企業・大学等の共願、のいずれも可。

▹大学等から譲渡（出願前を含む）を受けている場合も含む。

※ 特許の場合、登録済だけでなく、出願中であっても該当。

※ 権利者に JST が含まれる場合は、利用する権利について応募相談段階にてJST知的財産マネジメント推進部（TEL:03-5214-8486）にご確認いただきたい。

大学等の研究者が退官している場合も、発明等の時点で該当すれば対象。

② 応募時点で実用性が検証されているものの未だ企業化されていない新技術であること。

新製品開発はもとより、リリース後の機能追加（製品改良）の場合でも、要件充足。

③ 開発実施企業が利用する権利を有すること。

※ 契約締結までにJSTに対して書面（例：契約書の写し）で示す必要がある。

少なくとも開発期間中は利用する権利を有していることが必要。

（参考）技術シーズの考え方

A-STEP 実装支援 返済型

▶ 「企業の事業」又は「本開発」のいずれかに大学等の技術シーズが活用されていれば対象。

技術シーズと企業における「企業の事業」「本開発」との関係

ケース	「企業の事業」に技術シーズが活用	「本開発」に技術シーズが活用
イメージ	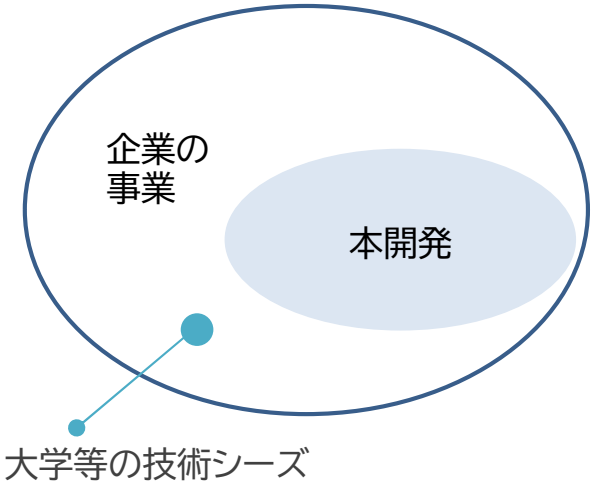	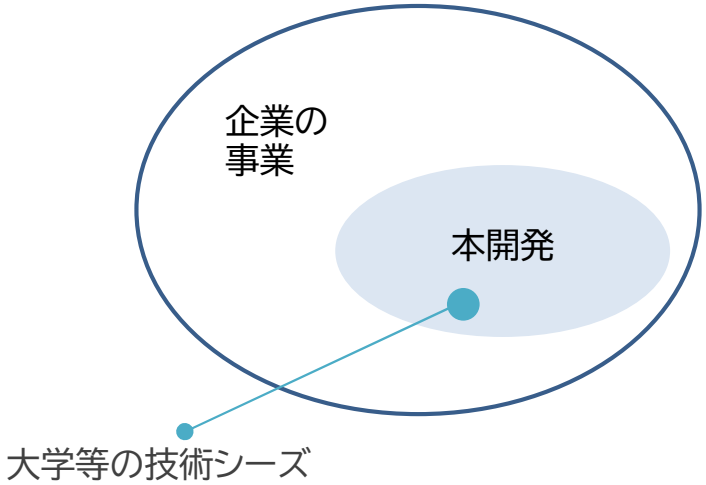
本開発のテーマ例	製品改良／生産技術の確立	製品開発

（参考）技術シーズの例

OK

- 大学等が単独出願した特許について、実施許諾又は譲渡を受ける
- 大学等と自社で共同出願した特許を利用
- 大学等と他社が共同出願した特許について、実施許諾又は譲渡を受ける
- 大学等の研究者が職務で考案し、研究室アカウントでGitHub等に掲載されたアルゴリズム（著作権）を活用

NG

- 大学等の研究者が職務発明ではない形で発明した特許について、実施許諾又は譲渡を受ける
- 企業（自社・他社）の研究者のみが発明者となっている特許を利用
- 大学等の研究者が投稿した論文のエビデンスを活用
- 大学等と自社が共同研究しているが、特許出願等は行われていない

※大学等の研究成果がノウハウ（営業秘密）の場合には、本事業の趣旨を踏まえて技術シーズに当たるか確認させていただく。

課題提案者（開発実施企業）の要件

A-STEP 実装支援 返済型

課題提案

技術シーズ

課題提案者

開発管理責任者

以下の要件を全て満たす企業（スタートアップ等）であること。

以下要件を満たせば、どのような企業も対象（例：M&Aされたみなし大企業やスピンアウト）

以下条件に合致すれば、設立年数は問わない（第二創業期でも可能）

① 日本国内に法人格を有する民間企業であって、中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当すること〔次ページ参照〕。

※ 「民間企業」とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社をいう。

② 経営基盤として、原則として以下に該当しないこと。

1）直近3期の決算期において1期でも債務超過となっている。

2）直近3期の決算報告書がない。

3）破産等、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てを受けている又はしている。

③ 未上場であること又は新興市場（例：東証グロース）のみに上場していること。

④ 課題提案に係る技術分野に関する研究開発の基盤を有すること。

（参考）資本金基準及び従業員基準について

A-STEP 実装支援 返済型

主たる事業として営んでいる業種		資本金基準 （資本金の額又は出資の総額）	従業員基準 （常時雇用する従業員の数）
製造業、建設業、運輸業（以下業種以外）		3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業		5,000万円以下	50人以下
サービス業（以下3業種を除く）		5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
上記以外の業種		3億円以下	300人以下

開発管理責任者の要件

以下の要件を全て満たす者であること。

本事業は企業の事業・経営に密接に関わるため、代表権を有する者にご就任いただく。

開発の取りまとめ実務は、開発主担当者として他者（例：CTO／開発担当役員）が担うことで問題ない。

① 計画書の作成、各種申請・届及び報告、開発遂行上のマネジメント等、本開発の推進全般について責任を負うこと。

② 開発実施企業に所属し、開発期間中、日本国内に居住すること。

③ 開発実施企業の代表権を持つ者であること。

④ 研究倫理教育に関するプログラムを修了していること。

※ 未修了の場合の受講は、応募相談において事業計画・返済計画及び開発実施計画等の妥当性が確認された後で構わない。

01 JSTの概要

02 A-STEP実装支援（返済型）の概要

03 本事業の応募要件

04 本事業の流れ

05 応募相談等にあたっての留意事項

応募相談・選考プロセスの概要

通年公募にて応募相談・選考を随時実施

2～3ヶ月程度

3ヶ月程度

問合せ → 予備面談 → 応募相談 → (正式)応募 → 選考 → 各種手続 → 開発開始

予備面談
応募相談前
すり合わせ

応募相談
事業計画・返済計画及び
開発実施計画の妥当性確認
（デューデリジェンス）
- 応募要件の充足の確認
- 上記妥当性の確認
  - ✓書類提出や情報提供を受け JST主体で調査（後述）
  - ✓リファレンスの実施

(正式)応募
妥当性確認の後
課題提案書の提出

選考
評価委員会にて
採択候補課題の選定
- 書類選考
- 面接選考（企業プレゼン）

各種手続
開発実施計画の調整
契約締結、等

(参考)リファレンスの実施について

A-STEP 実装支援 返済型

- 相談企業が同意していることを前提に、必要に応じて、妥当性確認の一環として出資先のリファレンス(ヒアリング)を実施させていただく。
- 先方にはヒアリングご対応の他に、書類作成等のご負担をお願いすることは無い。

(ヒアリング先の例)

- 出資しているVC・CVC・事業会社
- 取引先
- 資本・業務提携先
- 共同研究先・共同開発先

(ヒアリング内容の例:リードVCの場合)

- 出資を決めた理由
- 出資先の行う事業・対象市場に対する考え
- 出資先への今後の関わり方

応募相談・選考の観点

A-STEP 実装支援 返済型

▶ 応募相談の観点

- 応募要件充足の確認
- 選考の観点に準じて、事業計画・返済計画及び開発実施計画の妥当性を確認

▶ 選考の観点

開発実施計画

- 研究開発の目標（目標設定の妥当性）
- 研究開発の計画（計画の実行可能性）
- 研究開発の基盤（開発体制及び設備等がどの程度整備されているか）
- 〔あれば〕過去のプロジェクトの実績

事業計画・返済計画

- 技術シーズの新規性・優位性
- イノベーションインパクト（製品・サービスが革新的で競争力を有し、社会変革につながる可能性）
- 事業化の可能性（事業計画の妥当性）
- 財務等の状況及び返済計画
  ① （本事業の資金を除く）開発期間中の資金繰りの持続可能性（資金調達の計画を含む）
  ② 開発終了後の返済計画の妥当性

（参考）選考の観点❶（詳細）

A-STEP 実装支援 返済型

a. 技術シーズの新規性・優位性

- 技術シーズが独創的で新規性を有すること。
- 技術シーズが競合より優位性を有すること。

b. イノベーションインパクト (イノベーション創出の可能性)

- 技術シーズを基にした製品・サービスが革新的で競争力を有すること。
- 技術シーズを基にした製品・サービスが社会変革につながる可能性があること。

c. 研究開発の目標(目標設定の妥当性)

- 本提案における開発目標が定量的に示されていること。
- 技術シーズを基にした製品・サービスの開発全体に対して、本開発成果の貢献が明確であること。

d. 研究開発の計画(提案内容の実行可能性)

- 開発目標を達成する上での技術的課題及びその解決策等が具体的に提案されていること。
- これまでのデータ・成果が蓄積されており、開発計画が具体的かつ合理的に立案されていること。
- 本提案に必要な知的財産権が確保され、他の知的財産権に抵触する可能性が低いこと。
- 本提案において、倫理的・法的・社会的課題（ELSI）等、総合知による対応が必要な場合、その対応が開発計画において検討されていること。

（参考）選考の観点❷（詳細）

A-STEP 実装支援 返済型

e. 研究開発の基盤

- 開発実施企業が本提案を実施できる体制を有すること。
- 開発実施企業が本提案を実施するために必要な設備等を利用できること。

f. 事業化の可能性

- ターゲット市場、市場動向が十分に分析されて、開発終了後の事業化及び知的財産に係る戦略が具体的であって、競合と比較して優位性があること。
- 開発実施企業が事業化戦略を実現できるだけの経営基盤を有すること。
- 事業化に向けて予想されるリスク（例：市場変動、技術変革、競合技術・競合他社等）が的確に分析・整理され、その解決策について具体的に提案されていること。
- 開発終了後に、開発成果の社会実装が計画されていること。

g. 過去のプロジェクトの実績

- 当該技術シーズ等に関する過去の研究開発プロジェクトにおいて、期待通り、ないしは期待以上の成果が得られていること（得られると見込まれること）。得られていない場合、その要因分析が適切になされた上で、本提案に適宜反映されていること。

h. 財務等の状況及び返済計画

- 開発開始から開発終了までの間、開発を継続できる財務基盤及び計画を有すること。
- 開発終了後の返済が十分に可能であること。

開発開始後のプロセス

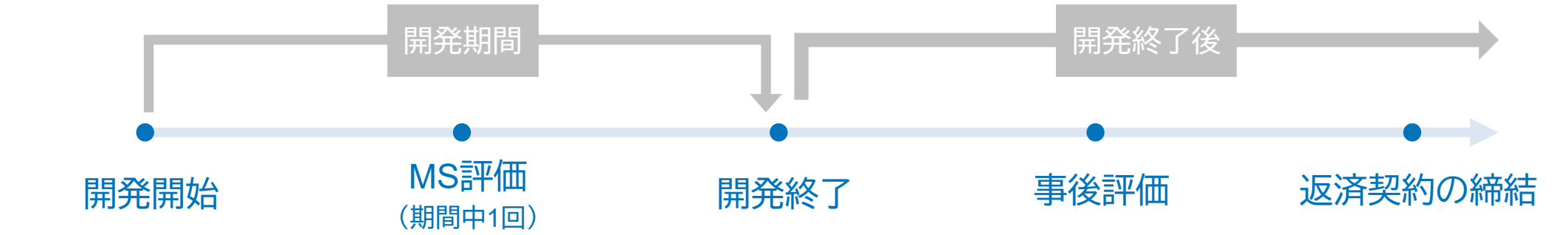

- 開発委託契約を締結等した企業は開発開始

- 開発中間報告書を提出
- MS目標に照らしてMS評価を実施し、継続可否を判断

・・・【詳細は後述】

- 開発終了時に、開発実施報告書を提出

- 開発終了後、開発目標に照らして事後評価を実施

・・・【詳細は後述】

- 決定した返済条件で返済契約を締結、返済開始

・・・【詳細は後述】

開発期間中：四半期毎

主に以下書類を提出

- 前四半期の状況等をまとめた「四半期報告書」
- 次四半期に必要な開発費（概算）の請求書
- 前四半期の開発費精算内訳書等＋証拠書類

・・・【開発費は後述】

開発終了後：年1回

- 終了後の一定期間、「開発成果状況報告書」を提出

開発費❶：開発費の考え方

▶ 開発費の計上

- 複数年度契約であることから、年度毎の上限金額は無い。ただし、「MS時期の前に必要な開発費」、「MS時期の後に必要な開発費」を分けて計上いただくことは必要。

  ※MS時期の後に必要な開発費は、MS時期より後（MS評価後）に請求可能。

- 本開発期間中に発生する費用のみ、計上可能。

▶ JSTから企業への開発費の支払い（四半期毎の前払い）

年度を四半期(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)に分け、各期の初めにその期の支払いに必要な資金の概算額を前もって企業から請求いただき、JSTが確認した請求額を前もって支払う。

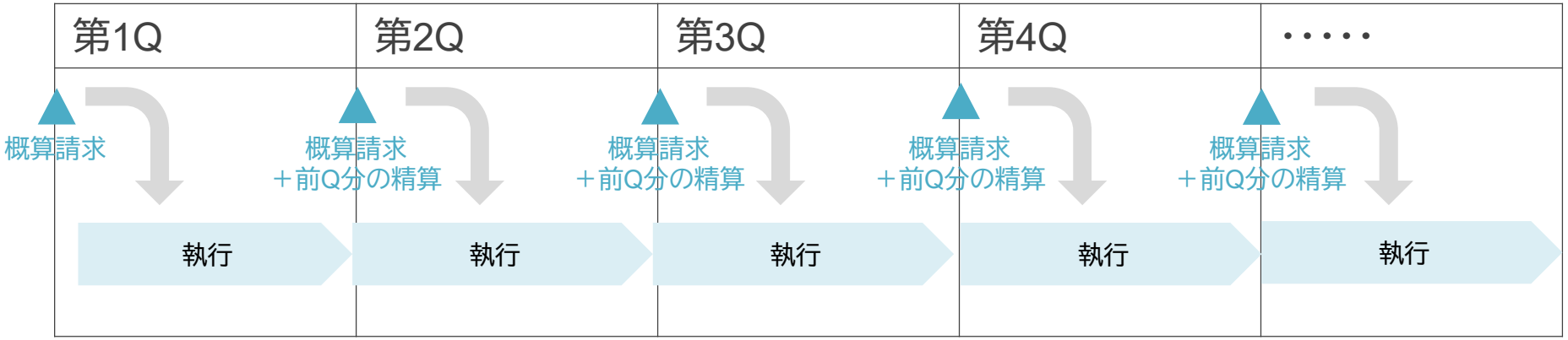

開発費❷：支出可能な費目

支出可	直接経費		開発の実施に直接必要な経費
		物品費 (設備備品費・消耗品費)	開発専用設備・備品の購入・製造・改造・据え付け等に必要な経費、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費
		旅費	開発管理責任者、開発担当者等の旅費 招聘者の旅費
		人件費・謝金	専任及び兼任技術者の人件費、人材派遣、謝金（役員報酬は基本的に計上不可）
		その他	上記のほか当該開発を遂行するための経費 例：外注費、講習会参加費、印刷費、通信費、運搬費、会議費（会場借料等）、設備賃借料（リース又はレンタル料）、機器修理代、成果発表費用、学会参加費用、等
	間接経費（任意）※		開発の実施に伴う企業の必要な管理費等（直接経費の30%を上限に計上可能） ※参考：競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（主な使途は次ページ参照）
	再委託費（任意）		開発の一部を大学等に再委託するために必要な経費

支出不可	開発の実施に関連のない経費
	開発に必要な経費であっても、次に該当する経費 ➢ 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費 ➢ 開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 ➢ 開発管理責任者の人件費 ➢ 合理的な説明のできない経費　等

（詳細は府省共通経費取扱区分表を参照）

（参考）間接経費の主な使途

A-STEP 実装支援 返済型

1 管理部門に係る経費	• 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 • 管理事務の必要経費 （例：備品購入費、消耗品費、機器借料、人件費、国内外旅費）等
2 研究部門に係る経費	• 共通的に使用される物品等に係る経費 （例：備品購入費、消耗品費、機器借料、国内外旅費、光熱水費） • 特許関連経費費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等） • 研究棟の整備、維持及び運営経費 • 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費 • 設備の整備、維持及び運営経費 • ネットワークの整備、維持及び運営経費　等
3 関連する事業部門に係る経費	• 研究成果展開事業〔注：ビジネス展開〕に係る経費 • 広報事業〔注：広報〕に係る経費　等

【留意事項】

※　直接経費として充当すべきものは対象外。

※　上記以外でも、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」を参考に、企業の代表が必要な経費と判断した場合、支出可能。

開発費❸：各費目の留意点

A-STEP 実装支援 返済型

▶ 人件費

- 専任技術者は100%、兼任技術者は開発実施計画書に記載された従事率に基づいて計上可能。
- 開発管理責任者及び役員報酬対象者の人件費は計上不可。
- 原則、人件費・謝金の合計は、直接経費の総額（全開発期間）の 50%以内。ただし、契約前にJSTが承認した場合に限り、50%を超えることが可能。

▶ 間接経費

- 間接経費は直接経費の30%を上限に措置。間接経費率は0～30%の中で整数で設定（0%も可能）。
- 設定した間接経費率について、各年度一律とし、開発期間中の変更はできない。

▶ 再委託費

- JSTが承認した場合のみ、再委託先として、再委託費を計上可能。ただし、設備購入は不可（必要な場合、企業が購入・貸与）。

▶ その他

- 原則、再委託費と外注費（直接経費の「その他(外注費)」）の合計は、開発費から間接経費を除いた額の50%以内。ただし、契約前にJSTが承認した場合に限り、50%を超えることが可能。
- 費目間流用（当初予定していた費目とは異なる費目に開発費を流用すること）については、直接経費総額の50%以内で可能。
- **企業が取得等した物品の所有権は、企業に帰属**。これにより、試作品等の販売が可能。

マイルストーン評価と開発継続可否

マイルストーン評価	1. 概要	開発中間報告書、企業プレゼン等を基に、以下の項目を踏まえて総合評価 ※評価結果はJST Webサイトで公表
	2. 評価項目	・MS目標の達成度 ・事業化の可能性・イノベーションインパクト
	3. 評価基準	S　期待を大きく上回る開発成果が得られている
		A　期待した開発成果が得られている
		B　展開の見込める開発成果が得られている
		C　展開の見込める開発成果は得られていない

開発継続可否	▶ S,A,B評価の場合 開発を継続し、残額（MS時期の後に必要な開発費）の使用が可能 ▶ C評価の場合 開発を終了し、JSTの支出した開発費の10%について一括返済。

事後評価と返済条件

事後評価	1. 概要	開発実施報告書、企業プレゼン等を基に、以下の項目を踏まえて総合評価 ※評価結果はJST Webサイトで公表
	2. 評価項目	・開発目標の達成度 ・事業化の可能性・イノベーションインパクト
	3. 評価基準	S　期待を大きく上回る開発成果が得られた
		A　期待した開発成果が得られた
		B　展開の見込める開発成果が得られた
		C　展開の見込める開発成果は得られなかった

返済条件

▶ S,A,B評価の場合

- JSTの支出した開発費の全額を10年以内に分割返済いただく（無利子）
- 年度毎の返済額は、JSTに事前相談し調整（一括も可）
- JSTに事前了承を得られた場合に限り、初回の返済を事後評価結果決定日より最長3年間猶予。
- なお、開発開始時に設定した担保・保証は、完済するまで設定を継続。

▶ C評価の場合

JSTの支出した開発費の10%について一括返済。

01 JSTの概要

02 A-STEP実装支援（返済型）の概要

03 本事業の応募要件

04 本事業の流れ

05 応募相談等にあたっての留意事項

応募相談・選考プロセスと提出書類

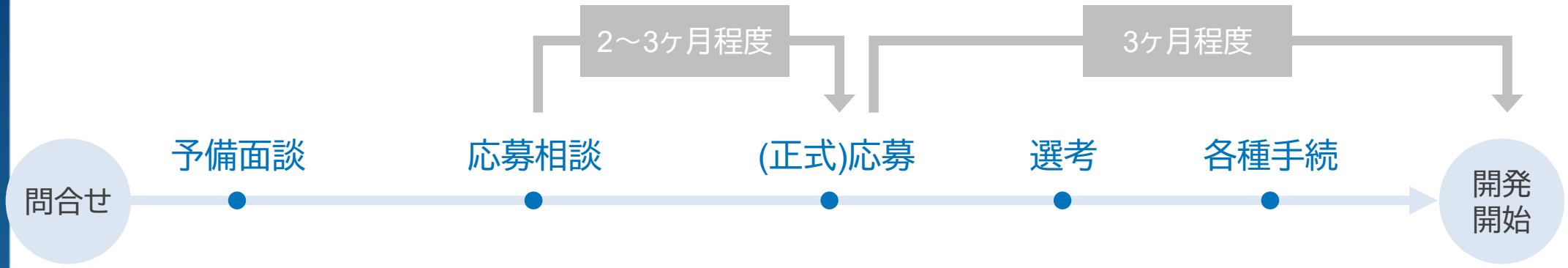

応募相談※1,2	① 企業概要〔指定様式〕 ② 応募要件に係るチェックリスト〔指定様式〕 ③ 開発実施計画の概要〔指定様式〕 ④ 事業計画〔様式自由〕 ※想定する項目例は次ページ参照 ⑤ 返済計画〔様式自由〕 ⑥ 直近3期分の決算報告書　　等	①～③ 募集概要ページからダウンロード
(正式)応募	課題提案書〔指定様式〕　　等	募集概要ページからダウンロード

※1 上記書類が基本的に必要ですが、提出不要となる、あるいは上記以外に追加提出いただく場合もあります。

※2 応募相談では、JSTが事業計画・返済計画及び開発実施計画の妥当性を確認します。それにあたって上記書類のご提出を、進捗に応じてお願いすることになります。事業計画等は、VC等に提出される既存資料をご提出いただければ構いません。

JSTの想定する事業計画の項目例

1) 企業概要
2) 主な経営陣の紹介
3) 事業の目標と内容
4) 製品・サービスの特長とビジネスモデル
5) ターゲット市場と市場規模、想定する顧客
6) 競合の状況及びそれに対する優位性（技術、知財等）
7) 事業戦略
8) 体制（社外パートナーを含む開発、販売体制）
9) スケジュール
10) 数値計画・資本政策

応募相談・選考プロセスの詳細（順調に進む場合）

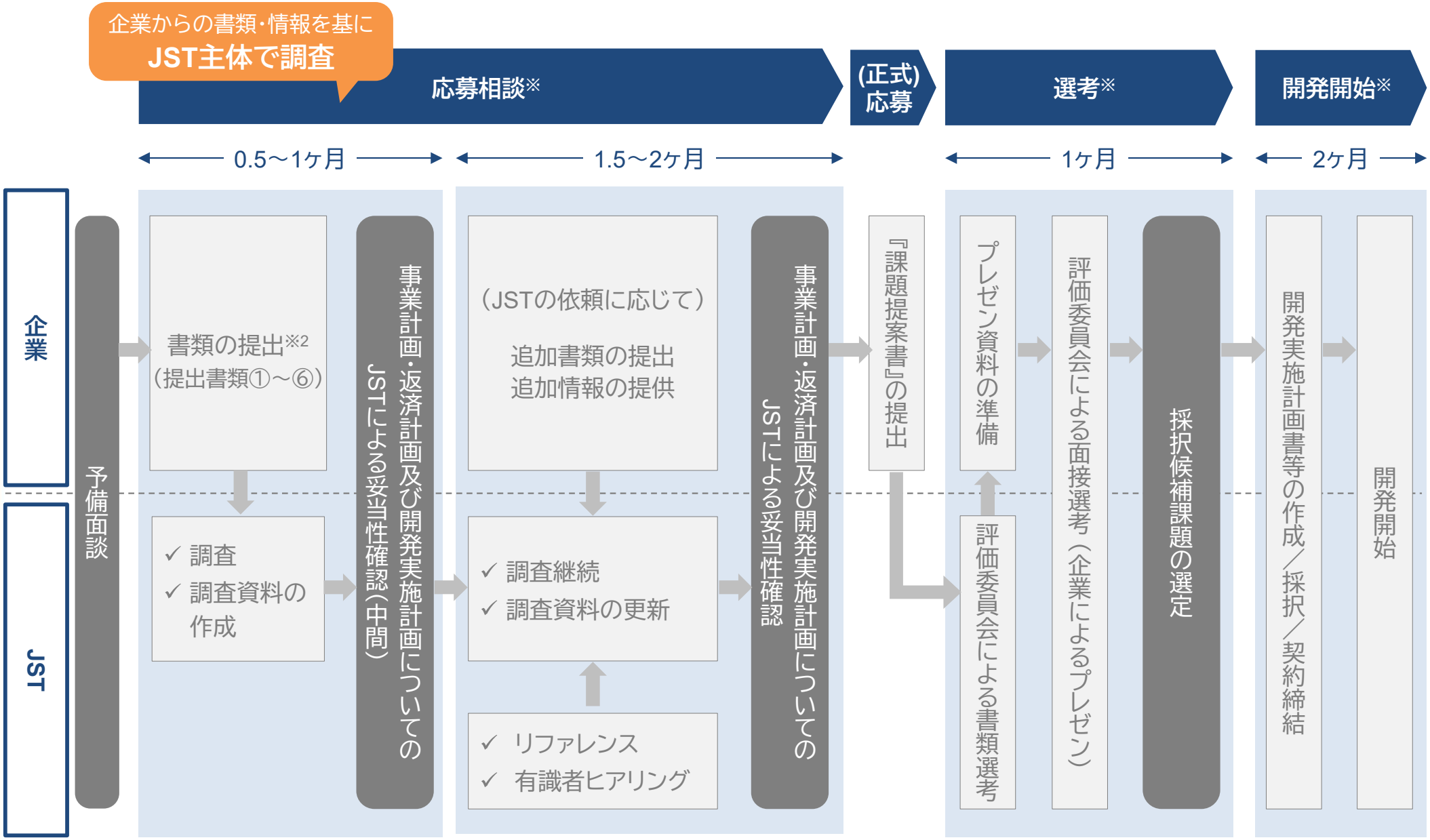

※ 企業・JSTで進捗状況を共有しつつ進めます。企業からの書類・情報やJSTの調査・手続き状況によってはスケジュールが後ろ倒しになる場合があります。

提出書類・提供情報の取扱い

- JST職員は、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第18条に基づき、秘密保持義務を有している。

- 応募相談時の提出書類及び応募書類等は、応募相談・選考のためにのみ利用する。応募に至らなかった案件又は不採択の案件に関する情報は、その内容の一切を公表しない。

応募相談は通年受付中のため
お気軽にお問い合わせください!!

募集概要ページ
はこちら

https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/hensai.html

jitsuyoka@jst.go.jp

Webフォームはこちら

https://form2.jst.go.jp/s/a-step_inquiry

03-5214-8995
（受付時間：平日9:00～18:00）

国立研究開発法人
科学技術振興機構